

東日本大震災により被災された皆様へ

～ 財形持家融資制度の特例措置のご案内 ～

(独)雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、東日本大震災により被災された方については、返済方法を変更することができます。

返済方法の変更内容

- (1) 元金の返済を最長3年間にわたり、猶予することができます。また、返済の猶予期間中は金利を最大1.5%引き下げます。
- (2) 返済期間を最長3年間延長することができます。

対象となる方

- (1) 勤務先が損害を受け、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

お問い合わせ先

具体的な条件等については、

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関 又は
 - ・(独)雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部回収課
- までお問い合わせください。

TEL:0120(989)534 FAX:045(683)1267

(受付時間:9:00～18:00)

ホームページ:<http://www.ehdo.go.jp/index.html>